

本日のバイオマス持続可能性WGについて

2024年9月
資源エネルギー庁

今年度バイオWGの議論の全体像（まとめ）

- 今年度のWGでは、これまでの議論を踏まえ、新たな第三者認証スキームの追加やライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップ、輸入木質バイオマスの持続可能性について、その内容を専門的・技術的に検討する。
- これらは、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に検討を進める。

今年度バイオWGの議論の全体像

議題1 1. **新たな第三者認証スキームの追加について**

- 今年度は、第三者認証スキームから事務局に対して評価の求めがあった場合は、ヒアリング等を行い、FIT/FIP制度で求める確認方法として、必要な要件を満たすことを確認する。

議題2 2. **ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて**

- 今年度は、ライフサイクルGHG排出削減に向けた自主的取組の状況等を、業界団体等からヒアリングした上で、取組のフォローアップや今後の普及促進策について検討する。

3. **輸入木質バイオマスの持続可能性について**

(1) 持続可能性基準等の整理に向けた検討

- 今年度は、まずはEU-RED3やEUDRの詳細把握を進めることとした上で、諸外国の制度整備や運用の状況を踏まえ、必要に応じて検討を深める。

議題3 **(2) 改正クリーンウッド法を踏まえた運用整理**

- 今年度は、林野庁から改正クリーンウッド法の概要等をヒアリングした上で、FIT/FIP制度側の運用を整理する。

1. 新たな第三者認証スキームの追加について

- 持続可能性の確認方法として、昨年度のWGで整理した「一般社団法人農産資源認証協議会（ARC）：PKS認証制度」から、ライフサイクルGHGの確認方法についても評価の求めがあったことから、本日は当該認証スキームからヒアリングを行うこととしたい。
- なお、本日のヒアリング結果を踏まえ、当該認証スキームがメルクマールを満たすかどうか検討・整理を行った上で、次回以降改めて本WGでご議論いただくこととしたい。

第三者認証スキームの対応状況

第三者認証スキーム		RSPO	RSB		GGL		ISCC		SBP		MSPO Part4		農産資源認証協議会	
		持続可能性	持続可能性	ライフサイクルGHG	持続可能性	ライフサイクルGHG	持続可能性	ライフサイクルGHG	持続可能性	ライフサイクルGHG	持続可能性	ライフサイクルGHG	持続可能性	ライフサイクルGHG
農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）	主産物 パーム油	○	○	○			○	○						
	PKS		○	○	○	○	○	○			○	○	○	本日のヒアリング対象
	副産物 パームトランク		○	○	○	○	○	○			○	○	○	
	EFB（パーム椰果実房）		○	○	○	○	○	○			○	○	○	
	ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローペレット、ベンコワン（葛芋）種子、サトウキビ葉茎、ピーナッツ殻、カシューナッツ殻油		○	○	○	○	○	○						
輸入木質バイオマス				○	○			○	○					

出典：2024年1月16日 第92回調達価格等算定委員会 参考資料1 一部修正

<参考> ライフサイクルGHGを確認できる認証スキームのメルクマール

- バイオマス持続可能性WGでは、FIT/FIP制度で求めるライフサイクルGHG基準の確認方法として、輸入木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）については、第三者認証スキームにより確認すると整理。
- また、認定機関や認証機関の力量を担保する観点から、ライフサイクルGHGを確認できる第三者認証スキームとして、以下のとおりメルクマールを設定。

		メルクマール
既定値の確認	認定機関に対する要件	「認定機関がISO/IEC 17011に適合しており、認定機関においてISO/IEC 17011に適合した認証機関の認証スキームが整備されていること」を求める
	認証機関に対する要件	認証機関の力量の担保をより具体化するために、「認証機関に対して、ISO/IEC 17065に相当する認定」を求める
個別計算値の確認	認証機関に対する要件	認証機関によるGHGの個別計算値審査の力量を担保するために、「認証機関に対して、ISO 14065に相当する認定」を求める

2. ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて

- 本日は、ライフサイクルGHG排出削減に向けた自主的取組の状況等について、一般社団法人バイオマス発電事業者協会、一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会からヒアリングを行うこととしたい。
- なお、本日のヒアリング結果を踏まえ、取組のフォローアップや今後の普及促進策について、次回以降改めて本WGでご議論いただくこととしたい。

ライフサイクルGHGに係る自主的取組の情報開示・報告方法

	内容
開示の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 設備名称、設備ID、認定年度、発電出力、発電効率、燃料区分、燃料名、使用量、収集地域、ライフサイクルGHG算定値、計算方法、工程別のライフサイクルGHG算定値（別紙） ➢ ライフサイクルGHGの確認方法（GHG算定結果を担保するために取得している認証スキームの名称等） ➢ 持続可能性の確認方法（持続可能性基準への適合を担保するために取得している認証スキームの名称、認証燃料固有の識別番号等） ➢ ライフサイクルGHGの排出削減に向けた自主的取組の内容 <p>※これらの内容を含む情報開示の様式を国のウェブサイトで提供</p>
開示の単位	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス、輸入木質バイオマスについては、納入単位または燃料調達事業者単位で各行に記載 ➢ 国内木質バイオマスについては、原則として、燃料調達事業者単位で各行に記載
自主的取組における削減の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 期待される削減効果について、原則として、定量的な情報を盛り込むものとする
開示・報告の時期	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当年度（4月～翌年3月）の実績を、翌年度に情報開示・報告
開示方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発電事業者の自社のホームページ等において情報開示
報告方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発電事業者において情報開示した上で、業界団体等へ報告 ➢ 業界団体等が取りまとめた内容や各事業者から報告された情報一覧等について、本WG等において毎年フォローアップを実施

出典：2024年1月16日 第92回調達価格等算定委員会 参考資料1から抜粋

<参考> FIT/FIP制度におけるバイオマス発電のライフサイクルGHG基準

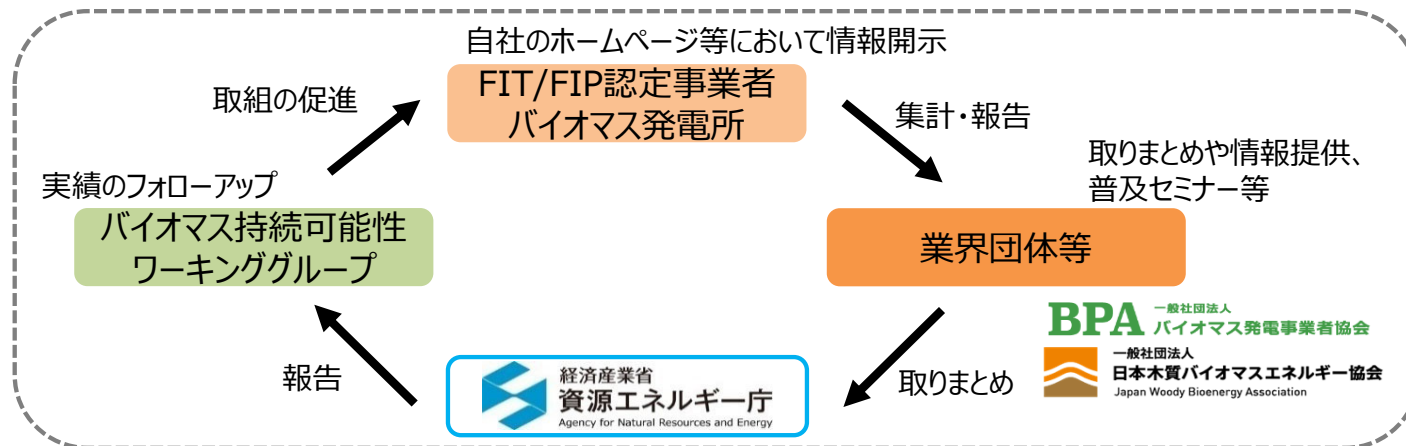
- FIT/FIP制度におけるバイオマス発電のライフサイクルGHG排出量の基準では、2030年度に使用する燃料については比較対象電源に対し70%削減を求めており、それまでの間は50%削減を求めている。
- また、基準適用されない案件も含め、自主的取組によりライフサイクルGHGの排出削減に努めることとしている。

FIT/FIP制度におけるバイオマス発電のライフサイクルGHG基準

		比較対象電源ライフサイクルGHG(180g-CO ₂ eq/MJ電力)に対する削減率		
		2023~2029年度	2030年度	2031年度以降
国内森林に係る木質バイオマス 輸入木質バイオマス 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	2021年度までの既認定	-		
	2022年度以降の認定	▲50%	▲70%	2025年度頃目途に検討
廃棄物系区分バイオマス	2023年度までの既認定	-		
	2024年度以降の認定	▲50%	▲70%	2025年度頃目途に検討

- <備考>
- ※比較対象電源は、2030年のエネルギーミックスを想定した火力発電とする。
 - ※ライフサイクルGHGの基準の確認対象とするのは1,000kW以上の案件に限る。
 - ※ライフサイクルGHGの基準の確認対象とならない案件も含め、木質バイオマス等はGHG排出削減に向けた自主的取組に努めることとする。
 - ※ライフサイクルGHGの基準の確認対象とならない既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料に基準の適用を受けるものとする。
 - ※廃棄物系区分バイオマスとは、メタン発酵ガス発電（バイオマス由来）、建設資材廃棄物、廃棄物・その他バイオマスをいう。

ライフサイクルGHG自主的取組の概要



3. 改正クリーンウッド法を踏まえた運用整理

- 違法伐採対策の強化を目的とした改正クリーンウッド法が2025年4月から施行され、川上・水際の木材関連事業者に対して、木材の合法性確認や確認結果の伝達等が義務化される予定。
- 本日は、改正クリーンウッド法の概要等について、林野庁からヒアリングを行うこととしたい。
- なお、本日のヒアリング結果を踏まえ、FIT/FIP制度側の運用整理について、次回以降改めて本WGでご議論いただくこととしたい。

木材関係施策とFIT/FIP制度との関係

